

平成 29 年度 第 2 回

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会 議事録

開催日：平成 29 年 10 月 24 日（火）

場 所：ピュアリティまきび

1 開会

(開会挨拶)

障害福祉課： 発達障害のある方の福祉の向上、また自立と社会参加に向けた支援に、多大な御尽力を賜っておりまして、心から敬意を表しますと共に岡山県の福祉行政の推進にも格別の御理解と御協力を頂いておりまして、深く感謝を申し上げます。

委員の皆様方も報道等で御承知のことと思っておりますけれども、倉敷市内の就労継続支援 A 型事業所 5 ヶ所が 7 月末で閉鎖をされまして、障害のある利用者の方 220 名が、突然解雇されたという事案がございました。県と致しましても、誠に遺憾に感じているところでございまして、事業者に対しまして、就労を希望される全ての利用者の受入先が決まるまで、責任をもって支援を行う様に勧告を致しますと共に、労働局、或いは市町村等と連携を致しまして、就労支援に取り組んでいるところでございます。

この案件につきましては、岡山県の 9 月県議会におきましても、多くの御意見や御指摘を頂戴したところでございまして、A 型事業所を始めとする障害福祉サービス事業者は、利用者の人格を尊重し、一人ひとりの意向や障害特性に応じ、忠実にその職務を執行しなければならないとされているところでございまして、私共、行政に携わる者も、全ての障害のある人の尊厳と生活を守るということを第一に目指していかなければならないと改めて痛感しているところでございます。

本日は、7 月の第 1 回目の会議で御了承いただきました、発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョンに基づきまして、取り組んでおります施策の取組状況について、御報告をさせて頂くこととしております。

更に来年 4 月からのスタートに向けまして、策定作業を進めております「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」、また前回の会議で御意見を頂戴いたしました特別教育推進プランの見直しにつきましても御説明をさせて頂くこととしております。どうか委員の皆様方から幅広く御意見を頂戴いたしまして、施策の具体化に向けた検討に生かして参りたいと考えておりますので、忌憚のない多くの御意見を頂きます様に申し上げまして開会の挨拶とさせて頂きます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

事務局： 岡山県保健福祉部保健福祉課長の三浦委員、岡山県教育庁義務教育課長の福原委員が欠席となっております。

それでは、議事に入らせて頂きます。これからの議事進行については、小池委員長にお願いいたします。小池委員長、よろしくお願い致します。

2 議題

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

委員長 : 切れ目のない支援が出来る仕組みについて、こういう場を通じて、いいものが出来れば良いなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 : 「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について」説明いたします。

7月に開催した第1回目の協議会で御承認いただきました「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョン」に基づき取組を進めております。

先ず1番目、「発達障害のある人への支援体制の整備促進」について、(1)の県発達障害者支援センターの運営です。県発達障害者支援センターは、本所：岡山市、支所：津山市において運営をしております。1次から3次的まで幅広い支援に対応しており、発達障害のある人や家族に対する相談支援、就労支援等を行うとともに、市町村のバックアップや関係機関の連携を促進しています。

相談支援実績を下に書いていますが、上半期は、実支援人員としては、例年並みで推移しています。また、延支援件数は若干少なくなっておりますが、これは、具体的な支援に移行する際、市町村のコーディネーターに引き継ぐ案件が増えていることが一つの要因と考えられます。

相談内容については、成人期の方からの相談が約6割で、今後の就労や現在の職場について、といった相談が多かったという状況です。

また、2次的支援と致して、関係機関等の連携や、調整会議を開催しており、こういった2次的支援のニーズも高まって来ております。

続きまして、(2)市町村支援体制の整備推進です。発達障害者支援コーディネーターを配置している市町村に対し、費用の2分の1、を3年間ではございますが、補助する事により支援体制の整備を促進しているところです。今年度から設置を開始した、津山市、美咲町、吉備中央町の3市町を含めて、現在21市町で設置が進んでおります。コーディネーターの方には、相談支援は勿論ですが、個別の支援計画の作成をする為の連絡調整会議等の開催の役割を担って頂いております。

また、未設置の市町村が5つございます。ここについては、比較的小規模な町村という事もありまして、こういった所については、単独で実施することが難しいところもありますので、複数の市町村で、協働で設置をするなどといった取組を進めて平成31年度末までに全ての市町村での設置を目指して行きたいと考えております。

(3) 専門医療分野からのサポートの導入です。支援体制の施策を検討する上では、やはり医療の視点が重要な基盤になり、という事から専門的視点に基づく助言等を継続的に受けるという事で、施策の効果的な展開を図る事

を目的と致しまして、岡山県精神科医療センターの支援を頂きながら専門医療分野からのアドバイスを受ける体制を構築し、施策を推進して行く事としております。

(4) 家族支援体制の推進整備につきまして、発達障害のある人、本人の支援はもとよりですが、その家族、保護者であるとか、その支援者への支援も重要であるという事からペアレントメンターや地域における支援者の養成等を行う事としております。

先ず1つ目は、ペアレントメンターの追加養成研修です。別紙の1と2がこれにあたります。発達障害のある人の保護者で、県が定める所定の研修を修了した方は、ペアレントメンターとして、相談・助言等に当たって頂いているところですが、県では平成24年に第1期のメンターを養成し、25年度から派遣しております。県で31名の方がペアレントメンターとして御活躍して頂いております。メンターの皆さんには、ボランティアで御協力いただいておりますが、家族支援に非常に大きな役割を果たして頂いております。今年度は、新たなメンターを養成する事としておりまして、18名の方にペアレントメンター養成研修を受講して頂いております。

事業の概要は、基礎研修と応用研修、両方の修了者をメンターとして登録をする事としております。9月と10月に基礎研修を実施しました。日本ペアレントメンター研究会の理事である鳴門教育大学の小倉先生を講師として実施しております。来年1月の応用研修をへて30年度から派遣事業に協力いただく予定にしております。なお高梁会場の基調講演は、高梁市民の方を対象とした市民公開講座として、また岡山会場は、第1期のメンターのフォローアップ研修とキーパーソンの研修と合わせて実施しております。

今後の取組の方針ですが、昨年度設置したペアレントメンター連絡協議会において、支援体制等の検討を行う事としておりまして、また今後の追加養成についても、メンターのお子さんの年齢変化など考慮に入れまして、3～4年毎に養成を行う予定です。

派遣実績は、下記の通りですが、上半期の延派遣件数は、昨年比べて若干少ないですが、後半に多く予定されているので、年間で例年並みの100件程度になる見込みです。

内容としては、小学生の子を持つ親御さんが、中学・高校に向けての学校の生活や進学不安であるとか、診断を受けた前後の子育ての気持ちの持ち方等の話をして欲しいという事があったようです。

家族支援の推進について、地域における家族支援に携わる支援者を対象とした養成研修を実施するものです。2つの研修を行う事としておりまして、1つは、母子保健・子育て支援に携わる市町村や県の保健所の担当者を対象とした自治体における家族支援体制の構築の為に研修会として開催します。

2つ目が家族支援の推進研修ですが、市町村や民間の児童発達支援事業所等を対象とした研修会を開催します。

今後の取組としては、今年度実施するこの研修を受けて、来年度、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施を希望する市町村及び

関係機関をサポートして行く事としており、この普及展開を図って行きたいと考えています。

大きい2番「発達障害のある人のトータルライフ支援」です。ここからは、トータルライフ支援という事で、それぞれのライフステージに応じた支援体制について説明させていただきます。

先ず(1)乳幼児期の支援です。乳幼児期の支援として、モデル事業の実施と市町村の関係者を対象とした合同研修会の開催を予定しております。

モデル事業の実施について、現行の母子保健事業等の状況について、点検、支援の仕組みを見直し、3年程度で仕組みの再構築を目指して行きたいと考えています。

事業の進め方と進捗状況ですが、昨年度、市町村の実態把握を県の保健所の協力を得て実施を致しました。そこで見えてきた課題等を県保健所と県庁ワーキンググループが共有し、サポートする市町村の候補を選定しました。今後12月までに対象の市町村と協議を行い、モデル事業の実施市町村を決定する予定としております。30年1月から、取組を開始する予定で、今年度は来年4月からの実施に向けての要項作成等の体制構築を行う予定としております。今後の取組予定と致しましては、モデル市町村を今年度、来年度とに2市町村ずつ選定し、計4市町村で3年スパンのモデル事業を実施します。

この成果を踏まえて32年度までに県のガイドラインを作成し、32年度以降、全市町村への普及へ向けて取組む事としております。

合同研修会の開催ですが、市町村関係者を対象とした先進的な取組の紹介を通して、乳幼児の支援体制整備について学ぶ研修会を開催する事で、関係機関の連携強化を図って行きたいと考えております。

(2)学齢期の支援は、幼稚園、保育所から小学校への情報の適切な引き継ぎの取組について、ガイドラインを取り纏め、モデル事業実施の基にガイドラインを取り纏めた訳ですが、それを基に本年3月に全市町村に通知したところでございます。このガイドラインの普及を図ると共に、就学後についても情報連携の取組を進めて参りたいと考えております。

就学前後の情報連携ガイドラインの活用・普及支援は、このガイドラインに基づき全市町村に普及を図って行くところです。本年度は、支援を希望する3市町について、関係機関を対象とした合同研修会の開催支援を行う等、関係者の認識の共通化を図っております。32年度末時点で全ての市町村が就学前後の情報連携に取組む事が出来る様に支援してまいります。また、就学前後の情報連携に引続き、就学後の連携、小中の連携や、中高・高大・学職の連携につきましても、今後検討して行く必要があると考えております。

(3)成人期の支援について、以下の取組により就労サポートする体制整備を進める事としております。

発達障害のある人の職場研修事業は、別紙③に研修生募集のお知らせを付けておりますので、それも参考にご覧ください。この研修は、昨年度から実施しており3ヶ月間、2人を県庁の障害福祉課と特別支援教育課で取り入れます。これは一般就労に向けたステップであると共に受け入れ部署でも合理

的な配慮を学ぶという意思のものであり、2人とも9月末で修了しましたが、研修生の感想としては、「この研修を受ける事で、就労に向けての自信がついた」、「ハウ・レン・ソウをしっかりと行う、という事で、一人で抱えこむ事なく気持ちが楽になった」、「仕事を続けて行く上で感情のコントロールが出来る様になった」などの感想を頂いています。また、受入機関としても、「仕事を依頼する際に見本を見せるなど、視覚に訴える必要がある」であるとか、担当者が、研修生の感覚に頼ってしまうと、ずれが生じてしまう、その為に判断基準を明確にする為のルールやマニュアルが必要であるといった感想もありました。

また、今後の課題の1つですが、研修修了後は、民間企業での就労が想定されます。役所の様に手厚く対応してくれるという事は、非常に珍しいと思いますので、職場研修を修了した後に民間企業でも対応できる様な研修とする必要があるのではないかと思うところもあります。

次は、発達障害のある人の就労支援ネットワーク事業です。昨年の法改正により、県の責務として、就労の支援を明記された事もあり、今年度からは就労支援のネットワーク事業の拡充に取り組んでおります。

発達障害者就労支援担当者連絡会ですが、就労支援事例の検討や職場研修事業等の成果検証を行う事としており、年3回各圏域毎に開催し、この成果を纏めたものが、就労支援機関の為のハンドブックです。

②の就労支援機関のためのハンドブックの作成ですが、この内容について、先程、発達障害者就労支援担当者連絡会で事業検討を進めて来た内容を取り纏めたもので、相談支援の関係機関において、就労支援に携わる方の参考にして頂く為のものでございます。配布先は、県・市町村、相談支援事業所、高校、就労支援機関、医療機関等に配布しております。

③発達障害のある人の雇用促進研修の開催です。別紙資料の④を参照にご覧ください。企業において、発達障害のある人の雇用への理解が促進される事を目的として、実際に企業の採用担当者や、就業支援機関、事業所、労働機関、教育関係、自治体担当者と124名の方に参加を頂きました。また、岡山労働局が実施している精神発達障害者仕事サポーター養成講座の一環として労働局との共催事業としても実施しました。講師には、発達障害者支援センター全国連絡協議会の広島県発達障害者支援センターの西村所長さんに講師を頂き、ワークショップで、参加者同士で話し合ったり、シンポジウムでは企業での実践という事で、ベネッセビジネスメイトの代表取締役社長の櫻田様に講演を頂くなど、興味深い内容でした。

参加者の方からは、発達障害のある人の特性を理解した上で仕事に対する自分自身の評価と、雇用主側の評価、ギャップについての折り合いの付け方や、本人がどう考えているのかキチンと確認しながら伝えないといけないとか、また、周りの職員へのフォローが必要であるという事が分かったなどの感想を頂いています。

(4) 様々なニーズに対応できる幅広い人材の育成です。まず、発達障害児(者)支援医師研修事業です。これは、どの地域においても一定水準の発

達障害への対応を可能とする事を目的に、国の最新の研修内容を踏まえた研修を各県において実施するもので、かかりつけ医等研修会として実施し、昨年度は3回で延べ565名の参加を頂きました。本年度は、第1回目を今週の日曜日29日に開催する事としており、12月、2月の計3回実施する予定で、この研修事業の、国研修への医師の派遣や、研修の開催につきましては、県の精神科医療センターに委託し実施しております。

イの発達障害者支援キーパーソン登録・活動促進事業でございます。様々な分野で支援に関わって頂ける専門職等をキーパーソンとして登録しています。現在の登録状況は、342名です。この方々には、互いの取組や課題の情報交換を行う基盤研修を受けて頂くと共に専用の交流サイトへの情報交換等をして頂いています。更に、中核的な人材の育成を図るという点から、ステップアップ研修に今年度から取組んでおります。

先ず、ステップアップ研修の①の総合研修ですが、基礎的な理論から実践まで幅広く学ぶ事が出来る総合講座の受講を支援するという事で、川崎医療福祉大学と旭川荘の講座を計10名の方に受講して頂き、修了時に受講料の半額を補助する事もしております。②専門機関での臨地研修ですが、実践的な支援のノウハウを取得する機会を提供するという事で、4つの市町のキーパーソン登録した自治体のコーディネーターや保健師を対象に支援の拠点となる機関である岡山県精神科医療センター、まな星クリニック、岡山市発達障害者支援センター、旭川荘等の御協力を頂き、実践的な研修を9月から来年1月にかけて実施する事としております。

このステップアップ研修の受講者には、キーパーソン研修や、市町村担当者研修において、この研修で習得した内容について発表して頂くことで、広く関係者にフィードバックしたいと考えております。

発達障害についての正しい理解の促進ですが、幅広いテーマでのセミナーの開催という事で、毎年1回開催しています。来年の1月に「行動の背景を考える」をテーマとして、セミナーを開催する予定です。また、本年度の普及啓発活動の実績につきましては、下の表に纏めています。岡山県自閉症協会さんを始めとするブルーライトアップ等の取組です。

事務局からの説明は以上です。

委員長 : 様々な事業が行われているという事でありまして、ただいまの説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

それでは、私の方から、かかりつけ医の発達障害対応力向上の研修会は、どういう診療科の先生が多いのでしょうか？

事務局 : はい、昨年度、小児科医の先生でありますとか、精神科医の先生が多かったんですが、本年度、申込まれている診療科の内訳を申し上げますと、精神科、心療内科精神科が15名。小児神経科、児童精神科が4名。次に多いのが小児科です。その後が、内科の先生が5名。小児神経科児童精神科が4名。あと歯科が1名。また、眼科も1名となっております。やはり小児科、

精神科の先生が多いというのが今年もそういう傾向にあります。

委員長： はい、元もと小児精神科とか、精神科というのは、まさに専門の領域なんです。他の診療科の医師も対応できるようになってほしい。発達障害の人への対応という点では、よくいわれる、なかなか病院の中で、構造化というのは難しいでしょうけども、スケジュール化で次は、どんな治療をするとか、キチッと医師から分かる様にして診療すると随分違うんだらうと思います。そして、内科とか他の診療科の先生も発達障害について、ちょっと理解してもらおうというのは必要な点だと思います。それについて中島先生、何かありますか。

県医師会： 本来は、発達障害の人に関わる、どの科の先生にも参加をしてほしいんですけど、今は主に児童精神科、まあ精神科医の中で児童をやりたいと思っている人とか、或いは、神経内科、或いは小児科の先生にほぼ限られているという点で、今後考えないといけない点だと思っております。

しかし、今のところ、精神科医も小児科医も、あまり分かっていないという事がありますので、先ずそこを固めて広げて行こうと思っております。元もと興味はあるんじゃないかなとは思っております。

委員長： その他、何か御質問とかあれば、石原委員どうぞ。

自閉症協会： 今後の取組について、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど実施することを希望する市町村や関係機関や、或いは、ここだけはやるが、ここは出来ないということがあると思うが、手を挙げなかったところに対しては、県として独自にやるという事はないのか。

県支援センター： ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングというのも、様々な考え方がありますが、県の支援センターが、今させて頂いているのは、そのままのものを普及して行くという事ではなくて、それぞれの市町村の状況を踏まえて、子育て応援プログラムという風に県センターは勝手に言っていますが、そういう家族支援のエッセンスを市町村の状況に応じて展開して行くという風には考えています。

また、展開して行けたとしても、やはり継続して行かれないと効果がないと思うので、ゆくゆくは市町村の中で市町村の支援者による、こういう子育て応援プログラムというのが根付いて行けば良いなあと思います。応援プログラムの中には、例えばペアレントプログラムの様なものであったり、ペアレントトレーニングのものであったり、それから先程の説明もありました茶話会にペアレントメンターさんを派遣して親御さんの支援をさせて頂く様な、そういう事も含んでおります。

自閉症協会： 国としても、この2つを家族支援の柱として 30 年の予算をとって実行

しようとしていますが、是非、実際に事業としてですねやって頂きたいと思います。ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングそれぞれに内容が異なっていて、子育て支援の切り口から最初に入って行って、そこで障害を持った子供達への対応というところへ繋げていくのは、ステップを踏んでいくという風にして頂いていると思っています。是非是非、実際の会を具体的に催して頂きたい。また、啓発デーについて、来年度以降に向けてなんですけど、私共、自閉症協会、それから岡山県発達障害児者親の会連携協議会、DDネットという2つのところで中心となって、取り組みを行っていますが、今後の展開等も含めて、皆様で御協力頂ける様な場が与えられたらなと思っています。全国的には日本実行委員会が東京であってそれで考えて行っておりますけど。各都道府県でもそういう実行委員会を立ち上げてですね、御検討して行って実施、それから企画・運営を行っているの、是非と岡山に同じ様な考え方で行って頂けたらと良いかと、色々な企画とか、実際の運動が出来るんじゃないかなと思います。

障害福祉課： 先程の家族支援につきましては、私共も大変重要なものだと考えておりますので、今年度、地域での核となる支援者を養成しているところでございまして、来年度に向けまして、具体的に、地域でしっかりその方に活動して頂ける様に取り組みの方も考えていきたいと思っております。

委員長： その他。

県医師会： この発達障害支援センターの方で各市町村の状況に合わせてというお話でしたね。その状況というのは何を、どこを見ているのですか。

県支援センター： 発達障害のある方の支援の仕組みと言う事で、人口や、それから資源の病院、児童発達支援事業所であったりとか、市町によって全然違いがあると思いますので、一律にパッケージというかたちだけを持って行っても、なかなかその中でやっていくって事は難しいと思います。まずは多職種と言いますか、関係機関、福祉、教育、保健、子育て、そういう関係機関の方に、一同に会する様な場を持って頂いて、それぞれの市町の課題やニーズを検討頂いて、その中から自分達の市町にまず優先的に何が重要かという事を考えて頂き、その課題に対して県の支援センターとしてさせて頂ける事があれば、お手伝いをするという事になります。県センターがあなたの市町の課題はこうでしょああでしょなんて事は言えないので、それぞれの市町で、まず課題、ニーズを挙げて頂く場をもって頂ける様に働きかけをして行っております。

県医師会： そういうやり方っていうのは、正に県が市町村に対して、お願いしないといけない事ですね。各市町の誰が中核になり、誰が責任を持ってるんですか。責任者がいなければ、そのシステムは構造的に回っていかないですよ。それがちゃんと回る仕組みを入れてますか。

センターから答えて下さい。

県支援センター： 責任者と言いますか、一つは発達障害者支援コーディネーターが 21 市町村に配置されていますから、多くは福祉課に所属しておられますが、コーディネーターさんに、申し上げた様なニーズを把握出来る場を持って頂ける様にお願いはしております。

県医師会： コーディネーターの職種は様々だったかな。どういう人をコーディネーターにしてるんですか。

県支援センター： 様々です。心理士とか社会福祉士、それから療育施設で働かれていた人や、元先生だったり、職種は様々です。

県医師会： ですね。そうするとその人達が福祉課でそこに所属してらっしゃるとして、所属してる人は市町村から給料が支払われているのですか。

県支援センター： 払われてます。直営のところもありますし、民間へ委託しておられるところもあるんですけども。コーディネーターさんとして給料が支払われています。要するにその市町村の発達障害支援の窓口となるという職ですので。

県医師会： 全ての発達障害に関する相談があれば、その方に必ず情報が届いてるわけですね。

県支援センター： それがまだまちまちかもしれないです。設置年数も違いますし。それから必ずそこに届くシステムになっているかどうかという事は、100%そうではないと思います。まずコーディネーターさんって職種が市町におられるとか、どんな事をして頂けるかっていう事も、あまり周知されてない様なところもあるかもしれないので、そこはコーディネーターさんが学校支援であったり、園支援であったり、研修会であったり、様々な事例を通して働きかけているのではないかと思います。

県医師会： その辺りのところはだいたい想像つくんですが、私が疑問に思ったのは、何故市町の保健師さんを活用しなかったかという点なんですね。保健師、特に県の保健師さんは非常に削減されましたけれど、市町の保健師は充実してるんですよ。話が飛びますが、東北の大震災があった時でも、我々が応援に入って一番頼りになったのは、その地域を担当しておる保健師さんです。そういう頼りにされてる人を、中間におかなければ、この事業は本当に力強く前進しないんじゃないかと、ちょっと不安に思ったものですから、お尋ねしたわけです。

県支援センター： ありがとうございます。ちょっとよろしいですか。先程のその市町で関

係機関がっていうところには、保健師さんも入られていますし、ここずっとやってきてます就学前後の情報連携の取り組みに関しましても早期のところの情報を一番知っておられる保健師さんに入って頂いておりますし、今年度からの家族支援とか運用時のところにも全面的に県と市町の保健師さんの御協力は頂いており、ヒアリングで色々お尋ねを今している途中です。とても大事に思っております。

県医師会： 一つだけ申し上げますけど、その責任者が保健師さんになっていないというところに、僕は疑問を感じているんです。そういう保健師さんも入ってらっしゃいますとか、これではダメなんですよ。全体が自発的に動き出す為の組織を作る為に、ちゃんと責任を持てる人をそこへ配置しないとイケない。そこがどうも抜けているんじゃないかという感じが致します。

健康推進課： 各市町村の保健師支援への御意見を頂きました。健康推進課も母子保健の観点から乳幼児期、1歳半、3歳児健診で気になる子ども達の二次的な相談機関として、子どもの健やか発達相談やペアレントメンターとか、それから親教育の教室も保健所の保健師を中心に実施してまいりました。コーディネーターが未設置の市町村がありますが、その市町村は母子保健の観点から言うと、全数の妊婦や子どもさんの育ちを地域で把握しておられます。妊娠中から切れ目のない支援体制を目指しています。健康な人達の中にたまたま発達障害の子もいる。それはひとつの特徴として捉えて本当に健やかな育ちを支援する者として、小さな市町村にコーディネーターの配置が本当に必要なのでしょうか。保健師が力強く地域に責任を持った活動をし、コーディネーターの役割も既に果たしておられるので、相談をして頂ければと思います。また保健所や支所にも御相談頂ければと思います。

委員長： 本当に今、介護保険以降、地域包括ケアっていう風な事が随分言われて、地域の中でって、これは高齢者だけの問題ではない。子供であれ、障害者であれ、そういう人達を地域の中で、まるごと支えていく時に、児童虐待の関係で先日も、産後うつで子供を死なせてしまったという、そういう事例があったという様に、やっぱり中島理事も言われた様に市町村のレベルだと、どれだけ一生懸命やってくれる有能な保健師さんがいるかないかで、えらい違うんですね。結局、市町村の職員って、人事異動で端的には税務やった人が福祉に来たりとかグルグルグルグル、専門性が極めて低い。やっと3年ぐらいたって、専門性とかが分かってきたとなったら、全く畑違いのところ異動になるとかっていう風な中で、保健師さんは多少異動があるにしても、母子保健とか、そういう保健活動の中でやってるんで、そういう人達が本当に活躍出来る様なシステムにする必要があります。なかなか市町村のレベルの人事政策で福祉とか保健の分野の事務職を育てていくっていうのは、組織的には難しい仕組みになっているんで、どれだけそういう市町村の首長さんが保健師の重要性っていうのをキチンと理解して対応していくって

う事と、何らかのかたちでシステムを動かしていくちゃんとした責任者がいることが重要です。そういう事も含めて非常に貴重なご意見をいただきました。これから本当に地域の中で色んなものを保健とか福祉の事を支えていく、病院とか施設ではなくて、そういう地域の中でっていう時に、そういうキーパーソンになる人達の責任をもってやってもらえる様な人を、ちゃんと地域の中で育てていくっていう事は、とても大切な事だと思います。今日、こういう発達障害のある人への就労相談等、非常に良い冊子が出来て、恐らく各県みんな発達障害の事を取り組まないと、ダメな状況というか、首長さん含めてそういうのをやっているって事を示さないという状況になって、各都道府県で、発達障害関係のこういう様な会議で色んな取り組みを話して。先日も埼玉県の乳幼児期の発達障害の人への親に対する2、3ページの分かりやすい絵が入ったパンフレットが評判になったと聞きましたけれども。本当に発達障害の関係は厚労省だけではなくて文科省の問題とか、多くの関係機関が集まってどのように対応したら良いかって考えることで、こういう形の、トータルライフで切れ目のない支援になっていくと思います。是非、他の県のそういったパンフレットやガイドラインなども参考にして、本当は国で良いものを作ってくれれば一番良いんでしょうけども、発達の時期とか、それによって全然対応の仕方も違ってくるので、そういうのを参考にして頂けたらと思います。また他にも御意見あれば、最後にお伺いをします。ちょっと時間がおしてますので次に移ります。

(2) 第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画について

委員長 : 次に、第5期障害者福祉計画・障害児福祉計画についてお願いします。

事務局 : 第五期岡山県障害福祉計画及び第一期岡山県障害児福祉計画の策定方針の骨子案について説明させていただきます。まず策定方針でございますが、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき都道府県、それから市町村に策定が義務づけられております障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供等に関する計画であります。第四期計画が平成29年度をもって満了するため第五期計画を策定するものでございます。またこのたび障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられましたが、この計画については第五期障害福祉計画の中で項目として設けることも可能ということでございまして、岡山県としては障害児福祉計画をこの第五期障害福祉計画の中で一体的に策定するという事で考えております。また本計画の策定にあたっては国の基本方針として晴れの国おかやま活き活きプランや第三期岡山県障害者計画等の趣旨を踏まえながら市町村と連携のもと市町村が作成する障害福祉計画との整合性を図りながら作成していくこととしております。また各障害者団体の意見を踏まえということで7月から8月にかけて障害者団体の方からご意見、貴重なご意見をいただき、それを踏まえながら作成するという事にしており、あと新たにこの計画の中で発達障害のある人の支援の項目が新たに設けられておりま

すことから、岡山県障害者施策推進審議会や岡山県自立支援協議会、この発達障害者支援協議会の意見を聞きながら進めることとしておりますのでよろしく願いいたします。それでは16ページと17ページを一緒にご覧ください。この計画の見直しのポイントが、まず2番の(1)計画の政策の位置づけですが、基本的には障害者総合支援法に基づいて国の基本指針に即して策定するということが義務付けられています。また障害のある人のための施策に関する県基本計画として策定した第三期岡山県障害者計画誰もが輝くスマイルプランの生活支援分野の実施計画として作成することとなっています。その他関連する県の計画と整合を図りつつ策定する予定です。この計画の基本理念としては、これまでの第四期計画を継承して基本的に五つの重点項目において作ることにしています。①基本理念では共生社会の実現、ノーマライゼーションの推進ということの基本理念としています。②重点的な五つの視点ですが、この五つの視点アからオと右側の計画の体系で変わったところ①から⑤番が対になっています。この中でアイウエのところですが、地域生活移行の促進、イとしまして2番目としまして就労移行の促進及び所得の向上、3番目として障害福祉サービス量の充足、それから4番目エとありますけれど、障害児支援の提供体制の整備等ですが、これが障害児福祉計画にあたるものとして新たに追加した項目です。それから5番目として人材の育成・確保と資質の向上等を図ることとしており、新たに加わったところとしましては、左側のアの地域生活移行の促進の中で右側の①番地域生活移行の促進の中で発達障害者や重症心身障害者への支援に関する項目を新設するということが新しく見直しされています。その中で発達障害者等の支援に関する活動仕様を追加することで計画を作っていくこととしています。そのほか主だったところとしては、②番のところ、就労移行の促進及び所得の向上の中で、就労するだけではなく就労の定着が必要だということが就労定着支援など新たな障害福祉サービスの対応した施策実施方針を追加することとしております。(4)計画の期間ですが、この計画は3年間で、来年30年から32年度の期間となっています。続いて18ページをご覧ください。この計画を作成するにあたり国の基本指針の中で成果目標を設けることとなっております。その目標として成果目標の1番でございますが地域移行者数を平成28年度末施設入所者の9%以上を移行させます。それから施設入所者数を平成28年度末の2パーセント以上削減しますと決めており、岡山県も国の基本指針と同じように考えています。そのほか4番目、成果目標の4ですが、福祉施設から一般就労への移行ということで、一般就労への移行者数を28年度の1.5倍以上、それから一番下の就労定着支援1年後の職場定着率80%以上ということで、成果目標、国の基本指針と同じように設けることとしています。それから成果目標の5番目が障害児支援の提供体制の整備等ということで、先ほど申しました障害児福祉計画の部分になりますが、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置していく、それから保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する、三つめが主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービ

スを各市町村に少なくとも一か所確保する、それから4つ目医療的ケア児支援の協議の場、県、各圏域、各市町村に設置すると、これは平成30年度末までということとなっています。こういう目標を掲げた中で活動指標というものがございまして、これは基本的に市町村等と連携し、それぞれのことに関する見込量を出し、足りない部分について施設の整備、もしくは支援等を行っていくという上で設定されるものです。この中で4番目のところ、発達障害者等に対する支援という項目が新しく設けられており、1番から4番これは国の基本指針に書いてありますが、まず1番としてこの協議会ですが、開催回数、それから発達障害者支援センターによる相談支援件数、それから発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数、それから④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数、こういうものを市町村とともに連携の上、見込量等を出して、それに向けて達成していきましようということで計画を立てることになっています。それから⑤番ですが、これが岡山県独自の数値目標でして、発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数ということで先ほど説明しました、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の受講医師数を目標にあげることとしております。最後になりますが20ページで第四期計画と第五期計画の骨子案の違いですが、主な違いとしましては左側の(4)発達障害のある人の支援という項目を新たに項目だてします。それから(5)重症心身障害者の支援という項目を第四期に比べて新たに加えています。それから大きな数字の4番目、障害児支援の提供体制の整備というものを新たに設けて、これが障害児福祉計画にあたる部分です。いま現在、市町村と連携しまして数値目標、昨年度の実績等をまとめ、今後、内容についてつめていくところとして、またそういう発達支援のある方への支援の部分につきましてはこの協議会へ諮り、内容についてつめていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 : 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画についての説明で、その中に発達障害が位置づけられていて様々な施策がありますが、これは福祉計画だから保育の部分は入らないんですか。

事務局 : 障害福祉計画ということなので保育の部分との連携は、この中に入ってきておりません。

委員長 : 別途、障害福祉審議会でもこの計画の全体については審議されるということですが、発達障害の関係はこの計画の中にいくつかの項目で盛り込むということなので、ぜひこういう視点を落とさないでほしいとかなにか要望とかご意見がありましたらどうぞ。はい

自閉症協会 : 数値目標とか、やっぱり大事なことではあるとは思いますが、あの数値

を達成することによって質が落ちちゃいけないという話、倉敷のA型作業所のように就労はできたけども職場がああいうかたちになって逆にまた元に戻った、或いはそれ以下の状態になっていくということがあってはならないことですね。そのへんは思っていたかと思いますが改めて言わせていただきます。国の施策の中でデイサービスの単価を見直すというような話が出てきておまして、また作業所と同じ考えをやりまた同じように放課後デイのところ子どもたちが困るようなことはやめてほしいなと思いました。引き継ぎ等ですね、幼児期から就学に向けての引継ぎのところ、同じようなパターンでライフステージごとにできているということなんですけども、やはりあの効果を評価していただきたいなと思います。実際に行っているのか、行った経過がよくなったのか悪くなったのかそういったところを見ていただきたいなと思います。

委員長 : その他ありますでしょうか。

岡山労働局 : 確認させていただきたいんですが、18ページの成果目標4の新規ということで、就労定着支援1年後の職場定着率80%以上ということで、国の基本指針と同じということで示していただいているありがたいことなんですけど、具体的にどのような形で確認というか、それに対して今後どのような機関を使って具体的に追跡していくのでしょうか。

事務局 : 各年度における就労定着支援の支援開始から1年後の職場定着率を80%以上にするというので、例えば、30年度に就労した方については1年後その方が定着しているかどうかということで、例えば30年度に10人入りしましたら31年度の時点で何人定着しているか、それを8人以上にするというのが80%以上という目標で、県としては就労移行する際に、就労移行支援事業所から、あの市町村のへこういうことで移りましたというのが来ますので市町村へ確認してその後、追跡し結果を把握していこうと思います。

岡山労働局 : ありがとうございます。案の国の基本指針の見直しについてというときに就業生活支援センターを利用して職場定着率こちらのほうがこの目標の基本みたいな案で載っていたものですから、就業生活支援センターだけでその職場定着率とかということであればちょっとお聞きしようかなと思ったんですが、そうではないということではよろしゅうございますか。

事務局 : はい、センターのほかに就労移行事業を行っている事業所の数も入ってきますのでセンターだけではございません。

岡山労働局 : はい、ありがとうございます。

委員長 : はいそのほか、就労継続支援A型については倉敷で大きな問題が起きたん

ですが、事業所の認可は、岡山市は政令市、倉敷市も中核市で全部認める形になるんですか。岡山県はA型が全国的に見ても非常に多いということを知りたりして、かなり安直に認めていい加減な運営の仕方をしていないかというふうな、新聞なんかではずいぶん取り上げられていて、ここでそんな議論するつもりはないのですが、この辺りは何か計画の中でもうちょっときちっとした対応を触れられるのですか。

事務局：小池先生がおっしゃられるように就労A型の指定権者がそれぞれありまして、政令市である岡山市は岡山市内のものは岡山市が、中核市である倉敷市内の事業所については倉敷市が指定します。次期の計画にどの程度盛り込むか今市町村からどの程度の見込み量を見込んでいるかという数字を集めてきているところです。そういった数字を見極めながら目標値となるとは思います。全体としては障害のある人が社会に参加していくことは非常に大切でありますのでそういった方向性というのはまあ見据えながら定めていくことになると思います。

(3) 第2次特別支援教育推進プランの見直しについて（提言案）

委員長：それでは時間の関係がありますので次に移らせていただきます。議題(3) 第2次特別支援教育推進プランの見直しについて事務局で説明をお願いします

事務局：特別支援教育課でございます。実は昨日第4回岡山県特別支援教育推進検討委員会が開催されました。そちらの方で提言の最終確認しております。本日は事前に配布しております見直しについての提言案を使って説明をしようと思っていたんですが少し時間の方が短くなっておりますので概要のみ簡単にご紹介させていただきたいと思っております。

昨日は、お手元にあるものと同じものを使って協議をして最終確定をしておりますが、内容は大きくは変わってないのですが文言とか変わっている部分がございます。今後の流れですが、こちらの提言を受けまして県教育委員会が第3次プランを策定していくという流れになっています。本日はこちらの提言を紹介させていただきましてこの後私共がプランにして具現化して動いていく中で私たちが大切にしなければならないことについてご意見をいただければと思っております。本日は参ったわけですが時間の関係もございましてご紹介にとどめさせていただいて、また各委員さまから後ほど個別に当課に声をいただければと思っております。

私共が今までご指摘いただいている提言の中で大きなポイントというか今回の改善点をご紹介をさせていただければと思っております。

まず1ページをめくっていただくとこちらに今までの流れについて書いてあるものがございます。1ページの真ん中のあたりに今の大きな課題をまとめて書いているところがございます。医療機関に関することであるとか、また小中学校の個別の教育支援計画の策定は進んでいるんだけど引き

継ぎがうまくいっていないといったあたりの大きな課題についてこちらに書いております。16 ページを見ていただきますと、こちらの方に高等学校における指導体制の充実、いわゆる小中まで学んできている子供が高等学校で苦しんでいるというご指摘もいただいております、そういったあたりから記述を厚くすると同時に来年度から高校の通級制度がスタートするということもあってこちらの記述も少し足しております。これにつきましては第3回のこちらの会の時に高校通級についてご紹介ができたかと考えているところであります。29 ページこちらの方には発達障害から生じやすい二次的障害の予防ということで発達障害のある児童生徒については色々なしんどさから二次的な苦しさを余計に受けてしまいやすいのではないかと、そういったことを未然に予防することが大事だと特にいじめや不登校のようなものあるいは学力不振等いろいろハイリスクになっておりますので、そういったあたりをきちっと手を打たないとならないのではないかとというご指摘を受けまして提言の方に入れさせていただいております。37 ページですけれど、こちらの方では今会議について協議会について内容を入れさせていただいております。こちらは前回今までの流れの中で、この会議は大変重要なものなのできちっと位置付けをしてこの会に基づいて各機関と連携して動いているということをしかりプランの中にも入れておくべきだ、で、先ほどのいわゆる福祉側が作っている計画とこの教育がしっかり連携していくということが重要ではないかということで、連携の一環としてこの中に記述するだけではなくて、よく相談しながら共に動いていくという意思をこちらに示しているものでございます。40 ページの一番上の部分、医療と連携した発達障害のある児童生徒との対応ということで、発達障害のある児童生徒さんに対応していくためには、やっぱり医療機関との密接な連携が重要になるといった辺りでこちら下から2番目には専門家チームの医師と書いてあるんですけど、もっと踏み込んで主治医の先生であるとか医療機関のドクターとしっかりかかわっていくように現場を指導していくというような積極的な姿勢も必要ではないかというご意見もいただいておりますので、こちらのほう新しく項を立てて医療機関と教育がしっかり連携していくことを目指していただいております。また、今までの流れの中で例えば保健、福祉、あるいは労働の関係機関としっかりつながることは非常に大事だというふうに各方面からご意見をいただいておりますので3章自体がいろんな機関と連携ということを柱として作っていくところでございます。こういった提言に基づきまして私どもがこれからいろいろ施策を打っていきたいと思っておりますので、本日時間がなくて大変申し訳ないですけどまた改めて色々なご意見をいただきながら進んでいければと思っております。説明は以上でございます。

委員長 : かなり分厚い資料で、今日ここで十分議論する時間はございませんのでご覧になっていただき、何かご意見がありましたら事務局へお伝えしていただければと思います。そういうことで、この議題についてはご紹介にとどめさ

せていただきます。

3 報告事項・その他

委員長 : 3の報告事項の方に移ります。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 : 第3回目につきまして平成30年2月6日火曜日13時30分から15時まで、このピュアリティまきびで開催予定です。発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について、第5期障害福祉計画第2期障害児福祉計画案、第3次特別支援教育推進プランについて予定しております。次に公開に係る取扱ですが、この会議には公開としており、今日の議事録を岡山県のホームページへ掲載することとしております。後日、議事内容を委員の皆様へお送りし確認していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 : その他は以上ですが、ご質問等ございましたら

自閉症協会 : 質問ではなくて嬉しいお知らせです。私ども岡山県自閉症協会は日本自閉症協会というところの加盟団体ですが、先週加盟団体役員連絡会があり、その中のプログラムで行政説明として今回は総務省から説明をいただきました。その中で行政評価というところがあって、工夫した事例ということで、ライフステージの現場における工夫した取り組みということで、障害に関する情報の引き継ぎの例ということで岡山県の例と、初診の待機者の不安解消を図る取り組みとして、岡山市のにこにこ教室の取組が紹介され、とても嬉しく思いました。以上です。

委員長 : その他に何か全体を通してご質問とかご意見ありましたら。

特にないようですので、私の方の議事進行は終了します。事務局から何かありましたらどうぞ。

事務局 : 先ほど就労移行の関係でご説明がちょっと正確でないところがありますのでご説明させていただきますと、定着率につきましては就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとすようになっていました。申し訳ありませんでした。

5 閉会

事務局 : 本日いただきました貴重なご意見は持ち帰って今後の施策若しくは計画等の策定についての参考とさせていただきます。また、第3回会議を来年の2月6日火曜日開催する予定としています。なお、本日の議事録は、後日、委員の皆様方の方に送らせていただきますので、ご確認をお願いします。

それではこれを持ちまして第2回会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。